

研修会における講師の取扱いについて（細則）

（目的）

- 1 本細則は、研修会等での講師招聘の格差をなくし、円滑かつ活発な活動となることを目的とする。

（講師依頼）

- 2 原則的に、講師を臨床検査技師とする場合は、当会会員とする。但し、やむを得ず臨床検査技師有資格者で非会員へ依頼する際は、当会入会を斡旋する。

（必要経費）

- 3 当会会員に対しては交通費等として限度額 2,000 円をもって充てることとする。
- 4 会員外講師料の取扱いについては、別途講師料、原稿料の支払い基準に基づく。